

## 川内原子力発電所操業差止訴訟に係る準備書面 8 の概要について

当社は、川内原子力発電所における耐震安全性の確保について準備書面 3 等で主張してきましたが、原告から準備書面 18 において、川内原子力発電所の耐震安全性について不十分である旨の主張がなされたことから、準備書面 8 において以下のとおり、川内原子力発電所において耐震安全性が確保されていることについて改めて主張しました。

## 1 川内原子力発電所周辺の活断層について

川内原子力発電所周辺の活断層については、海上音波探査等最新の手法による広範囲かつ詳細な地質調査を実施し、活断層が海岸線まで伸びていないことを確認しており、当社の活断層評価は妥当であること。

## 2 基準地震動の年超過確率について

基準地震動の年超過確率は、十分な地震のデータを用いて、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」(以下、審査ガイド)にも示された信頼性の高い評価方法に基づいて算出されたものであること。

## 3 基準地震動を超過する地震について

本件原子力発電所敷地周辺は、基準地震動を超過する地震が発生した地域と地域的な特性が異なるため、基準地震動を超過する地震が発生する可能性が極めて低いこと。また、仮に基準地震動を超過する地震が発生しても、原子力発電所は余裕をもって耐震設計を行っており、耐震安全性を確保していること。

## 4 震源を特定せず策定する地震動について

「震源を特定せず策定する地震動」は、審査ガイドにおいてその策定が求められており、原子力発電所の耐震設計に必要なものであること。なお、当社は「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」において十分安全側の設定をしていること。